

鳥取県外国人活躍促進企業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県外国人活躍促進企業支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内の事業所において外国人労働者を受け入れている県内事業者及び県内事業者への受入れ等を支援する県内業界団体等に対し、外国人労働者の日本語能力向上や働きやすい環境づくりに関する事業に要する経費の一部を補助することにより、外国人労働者へのサポート体制構築及び企業の人材確保・生産性向上を図るとともに、地域との多文化共生に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）から補助事業に伴う収入（事業実施主体が、複数の事業所の外国人労働者を対象とした事業を実施するにあたり、その複数の事業所から収入した負担金は除く。）を控除した額に、同表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
- 4 補助事業の実施期間は事業実施年度の2月末日までとする。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、事業実施に先立って行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表1の第6欄に定めるもの以外の変更にする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度

の3月10日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額	6 重要な変更
日本語学習支援事業	・県内の事業所において外国人労働者を受け入れている県内事業者（事業者には、企業のほか、農林水産業者、個人事業主等を含む） ・県内に事業所を有する業界団体及び監理団体（監理支援機関）	日本語学習会の開催、外国人労働者の日本語学習のための学習教材購入等の、県内で働く外国人労働者の日本語能力向上を目的に実施する事業に係る経費 ・報償費（例：講師謝金） ・旅費（例：講師及び学習会ボランティアへの交通費） ・需用費（例：教材購入費、学習プリントコピー代） ・役務費（例：電話代、郵送代、受講料） ・使用料及び賃借料（例：会場使用料） ・委託料（例：学習会の実施・運営）	1 / 2	500千円／1事業者（複数の事業所の外国人労働者を対象とした事業を実施する場合は1,000千円）	（1）本補助金の増額を伴う変更 （2）補助対象経費総額の2割を超える減額
働きやすい社内環境整備事業		社内多言語化のための翻訳、業務で使用する専門用語語彙リスト作成、外国人労働者指導のための講習受講等の、外国人労働者が働きやすい社内環境整備を目的に実施する事業に係る経費 ・報償費（例：語彙リスト作成のアドバイザー謝金） ・需用費（例：語彙リスト印刷代） ・役務費（例：翻訳料、受講料）			
技能・学科試験対策事業		県内で働く特定技能1号外国人労働者の特定技能2号への移行に必要な技能・学科試験等の対策に要する経費 ・報償費（例：技能・学科試験の対策に係る講師謝金） ・旅費（例：上記講師派遣に係る旅費・宿泊費） ・需用費（例：試験対策テキスト代） ・役務費（例：研修等の受講料）			

注）補助対象経費について

- ・消費税及び地方消費税は補助対象経費に含めない。
- ・交付決定前に契約・支払等を行った事業経費や法令等で実施が義務付けられている事業経費は、補助対象経費に含めない。
- ・日本語学校の正規課程に在籍する生徒のカリキュラム受講に要する経費（授業料・教材費等）は補助対象外経費とする。ただし、事業実施主体が独自に企画して行う日本語学習会で日本語学校を活用する場合（委託する場合を含む。）に必要な経費は補助対象経費とすることができる。